

平成23年度報告書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

東京電力株式会社

目 次

株主のみなさまへ	2
(第88回定時株主総会開催ご通知添付書類)	
事業報告	3
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	27
貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
個別注記表	40
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	49
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	51
監査役会の監査報告	53

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさま、さらに広く社会のみなさまには、昨年の福島第一原子力発電所の事故により、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを衷心よりお詫び申し上げます。

同発電所の事故は、発生から1年以上が経過した現在も多くの方々に避難生活を余儀なくさせているなど、被害の広がりや復興に要する時間の長さにおいて、わが国が経験したことのない未曾有の事態を引き起こすこととなりました。こうしたなか、当社は、被害者の方々に対する親身・親切的な賠償や長期に及ぶ原子炉の廃止措置、さらに原子力発電所が停止しているなかでの電力の安定供給の確保など数多くの困難な課題に直面しております。当社といたしましては、国や自治体をはじめとする多くの関係者のご支援とご協力を仰ぎながら、引き続きこれら諸課題の克服に全力で取り組んでまいり所存であります。

一方、事故発生以来、当社の財務基盤と収益構造は大幅に悪化しており、これらの抜本的な改善なくしては企業として立ちゆかなくなり、賠償や原子炉の廃止措置、安定供給の責任を果たしていくことも困難となります。このため当社は、原子力損害賠償支援機構と共同で、徹底した合理化や経営改革など取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を策定するとともに、財務基盤の強化を目的として同機構に対して当社が発行する株式の引受けを申請いたしました。

こうしたことから株主のみなさまには、無配の継続とともに株式の希釈化という新たなご負担をお願いせざるを得ないこととなり、心より深くお詫び申し上げます次第であります。当社といたしましては、「ゼロからの再出発」の覚悟をもって、徹底した経営合理化を実行し、賠償・廃止措置・安定供給を同時に達成していくことを通じて再び社会のみなさまの信頼を取り戻すことができるよう、最大限の努力を傾注してまいり所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ当社が置かれている極めて厳しい現状にご理解をいただくとともに、今後の取り組みにご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長 **勝俣恒久**

取締役社長 **西澤俊夫**

事業報告 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

平成23年度のわが国経済は、東日本大震災からの復旧が徐々にすすみ、生産活動に持ち直しの動きがみられたものの、欧州の政府債務問題等を背景とした海外経済の減速や円高、さらには原油高の影響などから、依然として厳しい状況で推移しました。

当社は、昨年3月の福島第一原子力発電所における事故発生以来、事故の収束・安定化や被害者の方々への賠償、電力の安定供給の確保、さらに経営の合理化に総力を挙げて取り組んでまいりました。

事故の収束・安定化につきましては、昨年4月に「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を策定し、「放射線量が着実に減少傾向となっている(ステップ1)」、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている(ステップ2)」という2つの目標の達成に向け、原子炉の冷却等に全力を尽くしてまいりました。作業をすすめるにあたっては、国や自治体、協力会社など多くの関係者の方々からご支援とご協力をいただき、昨年7月にはステップ1を、12月には原子炉の冷温停止状態を達成するなどしてステップ2を予定どおり完了することができました。ステップ2の完了後は、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を策定し、原子炉の廃止措置に向けた取り組みを着実にすすめております。

事故の被害者の方々への賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会によって原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が策定されたことを踏まえ、昨年9月より本賠償を開始いたしました。本賠償をすすめるにあたりましては、原子力損害賠償支援機構と共同して迅速かつ適切な賠償や経営合理化の徹底など当面の課題をとりまとめた緊急特別事業計画を作成し、国の認定を受けたうえで、同機構から必要な資金の援助を受けております。また、緊急特別事業計画のなかで親身・親切な賠償の実現に向けた「5つのお約束」(迅速な賠償のお支払い、きめ細やかな賠償のお支払い、和解仲介案の尊重、親切な書類手続き、誠実なご要望への対応)を掲げ、請求書類の簡素化や要員・組織体制の強化など、賠償業務の改善をはかってまいりました。

当年度の電力需給につきましては、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い発電・流通設備が大きな被害を受け、供給力が低下したことから、夏期を中心に厳しい状況になることが予想されました。こうしたなか、供給面で

は、被災した火力発電所の復旧や緊急設置電源の運転など可能な限りの対策を講じてまいりました。また、需要面では、広くお客さまに節電をお願いするとともに、ビルや工場等のお客さまに需給調整契約へのご加入をお願いするなど需要抑制に取り組みました。こうした結果、当年度におきましては電力需給のバランスを確保することができました。

経営合理化につきましては、緊急特別事業計画に基づき「改革推進のアクションプラン」を昨年12月に策定いたしました。当社は、このアクションプランのもと、コスト削減として資材・役務調達費用や買電・燃料調達費用、人件費等の削減を実施するほか、不動産や有価証券、子会社・関連会社など保有する資産の売却も徹底してすすめてまいりました。これらの結果、当年度におきましては、緊急特別事業計画の目標額を149億円上回る2,523億円のコスト削減を達成するとともに、資産の売却につきましても、目標額を558億円上回る4,042億円（グループ全体では4,148億円）となりました。

当年度の連結収支につきましては、収益面では電気事業において燃料費調整制度による収入増があったものの、販売電力量がかつてない大幅な減少となったことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ0.4%減の5兆3,494億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は0.8%減の5兆4,015億円となりました。一方、費用面では徹底した経営合理化による修繕費や人件費の減少等があったものの、原子力発電所の運転停止や燃料価格の上昇に伴い燃料費が大幅に増加したことなどから、経常費用合計は13.2%増の5兆8,020億円となりました。

以上により、経常損失は4,004億円となりました。また、原子力損害賠償支援機構からの資金交付金など2兆5,168億円を特別利益として計上する一方、事故の被害者の方々への賠償や事故の収束・安定化に要する費用など2兆8,678億円を特別損失として計上したことなどから、当期純損失は7,816億円となりました。

以上のように、当年度は前年度に引き続き大幅な純損失を計上したことから、当社の財務体質は極めて悪化しており、配当につきましては、当年度はもとより当面の間は無配とさせていただかざるを得ない状況にあります。株主のみなさまには深くお詫び申し上げますとともに、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績（事業間の内部取引消去前）につきましては以下のとおりとなりました。

a. 電気事業

当年度の当社の販売電力量は2,682億kWhとなり、前年度を8.6%下回りました。この内訳として、まず自由化の対象外である「電灯」（主にご家庭用）及び「電力」（主に商店・小規模工場用）についてみますと、お客さまから節電にご協力いただいたことなどから、「電灯」は7.4%減の958億kWh、「電力」は8.3%減の112億kWhとなりました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（主に大規模店舗・事務所ビル・工場用）につきましても、広く節電にご協力いただいたことに加え、東日本大震災に伴う生産活動の落ち込みがあったことなどから9.3%減の1,613億kWhとなりました。

売上高につきましては、販売電力量が減少したことなどから、前年度に比べ1.4%減の4兆9,956億円となりました。一方、営業費用は、燃料費が増加したことなどから12.9%増の5兆3,193億円となりました。この結果、営業損失は3,237億円となりました。

b. その他

電気事業以外の事業である「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」につきましては、売上高の合計が、当社のガス事業（エネルギー・環境事業）における売り上げが燃料価格の上昇等により増加したことなどから、前年度に比べ2.7%増の6,521億円となりました。一方、営業費用の合計は2.0%増の6,021億円となりました。この結果、営業利益の合計は499億円となりました。

事業区分	売上高 億円	営業費用 億円	営業利益 億円
電気事業	49,956	53,193	△ 3,237
その他	6,521	6,021	499
情報通信事業	897	811	86
エネルギー・環境事業	4,428	4,114	314
住環境・生活関連事業	1,094	996	97
海外事業	100	99	0
内部取引消去	△ 2,982	△ 2,995	12
合計	53,494	56,219	△ 2,725

(注) 1億円未満を切り捨てて表示しているため、海外事業の営業利益につきましては0億円と記載しております。

(2) 対処すべき課題

当社は、事故発生以来、親身・親切的な賠償の実現、原子炉の廃止措置、安定供給の確保、さらに徹底した経営合理化に向けた取り組みを実施してまいりましたが、今なお克服すべき数多くの課題があります。一方、事故に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加などにより財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が著しく低下しており、これらの抜本的な改善策を講じなければ企業として立ちゆかない状況にあります。

このため当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構とともに策定し、本年5月に国の認定を受けました。この計画のもと、株主のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、「賠償・廃止措置・安定供給」の同時達成に向けて全力を尽くしてまいる所存であります。

①親身・親切的な賠償の実現

被害者の方々に対する親身・親切的な賠償の実現に向け、緊急特別事業計画で掲げた「5つのお約束」の履行に努めております。今後土地や建物をはじめとする財物に係る賠償が本格化することなどから、当社といたしましては、引き続き被害者の方々の方々の立場に寄り添って、さらなる対応の拡充・改善をすすめてまいります。

②着実な廃止措置の実施

福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置の終了までには30年以上の期間を要するものと想定されており、これまで経験のない技術的困難性を伴う多くの課題があります。当社といたしましては、中長期ロードマップに基づき、地域のみなさまと作業員の安全の確保を大前提に、国をはじめ関係機関と密に連携しながら着実に廃止措置に取り組んでまいります。

③安定供給の確保

現在、当社の原子力発電所は全プラントが運転を停止しており、供給力は大幅に低下しております。当社といたしましては、緊急設置電源の増設やコンバインドサイクル化などにより供給力の増強をはかるとともに、節電のお願いや需給調整契約の拡大など各種の需要抑制方策を着実に実施し、

電力需給のバランスを確保してまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所の運転再開に向けて、安全性に関する総合評価（ストレステスト）を厳正適確に実施するとともに、津波に備えた浸水防止対策や全電源喪失時の燃料損傷防止対策などの安全確保対策を確実にすすめてまいります。そのうえで、地域のみならずはじめ広く社会のみなさまに当社の取り組みを丁寧にご説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

④経営合理化の徹底

今後の経営合理化にあたりましては、「経常的な合理化」、「構造的な合理化」、「戦略的な合理化」という3つの段階に分けて取り組んでまいります。まず、「経常的な合理化」では、これまで実施してきている資材・役務調達費用や買電・燃料調達費用、人件費等の経常的費用の削減及び保有資産の売却等をすすめてまいります。また、「構造的な合理化」では、ピーク需要抑制策の徹底等による中長期的な設備投資の削減や子会社・関連会社を含む取引先への発注方法の抜本的な見直しなど、構造面での変革を行ってまいります。さらに「戦略的な合理化」では、火力発電所のリプレースや燃料調達・運用面における他の事業者の方々との連携などにより、燃料コストの戦略的削減等を推進してまいります。これらにより、緊急特別事業計画をもとにした削減目標に6,565億円を上積みし、平成24年度から33年度までの10年間で3兆3,650億円を超えるコスト削減を実現してまいります。

⑤直面する構造的課題への対応

a. 「賠償・廃止措置・安定供給」への万全な対応のための財務基盤の強化 (i)原子力損害賠償支援機構による当社株式の引受け

本年3月、賠償と廃止措置に全力で取り組む態勢を整えるとともに、安定供給に必要な資金を確保し、財務基盤を強化するため、原子力損害賠償支援機構に対して、当社が発行する株式（払込金額総額1兆円）の引受けを申請いたしました。当社は、本年6月の定時株主総会でご承認をいただいた後、同機構から出資を受けることにより事業の継続性を確実なものとしてまいります。

(ii)金融機関への協力をお願い

社債市場への復帰等自律的な資金調達が可能となるまでの間、すべての取引金融機関に対し、借換え等による与信の維持をお願いしてまいり

ます。これに加え、昨年3月11日から9月末日までの間に当社が弁済を行った取引金融機関に対し、原子力損害賠償支援機構からの出資にあわせて弁済額と同額の融資等による資金供与をお願いするとともに、主要取引金融機関に対しましては、この資金供与額を含め約1兆円の追加与信を行うことをお願いしてまいります。

(iii) 電気料金値上げのお願い

事故発生以来、原子力発電所の停止により火力発電への依存度が高まり、燃料費が大幅に増加しているため、営業赤字が発生し続けており、現状のままでは電力の安定供給に著しい支障が生じるおそれがあります。このため、当社といたしましては、経営合理化を徹底してもなお賄えないコスト増につきまして、最低限の電気料金の値上げをお客さまにお願いしているところであります。電気料金の値上げにあたりましては、不断の経営合理化を前提にするとともに、お客さまにご理解いただけるよう情報の開示を徹底するなど説明責任を十分に果たしてまいります。

b. 事業環境の変化に対応した最適な電力供給

財務基盤が悪化し、資金調達力が大幅に低下するなか、従来と同じように自ら資金を調達して電力設備を建設することは極めて困難な状況にあります。このため、今後の火力電源の確保におきましては、入札の実施等を通じて他の発電事業者の方々からの電力調達をすすめるとともに、他の事業者の方々との連携のもと古い火力発電所のリプレースを行い、電源の高効率化をはかってまいります。同時に、これらの成果を十二分に引き出すため、送配電ネットワークの増強や運用における透明性・中立性を高めてまいります。また、燃料調達の安定化・低廉化に向けて、他の事業者の方々との燃料調達の連携・集約化や燃料関連施設の共同運営などにさらに取り組むほか、料金メニューの充実やスマートメーターの積極的な導入等により、ピーク需要を抑制するとともに、お客さまの多様なニーズにもきめ細かく対応してまいります。

c. 経営資源の有効活用

スマートメーターを導入し、当社の送配電ネットワークのインフラとしての質を高めるとともに、さまざまな事業者の方々ネットワークを通じて新たな商品・サービスを生み出すことができる環境を整備してまいります。これにより、他の事業者の方々との連携による相乗効果を発揮しながら、省エネルギーなどに関する新しい形態のサービスを検討・

展開してまいります。

また、高効率の発電設備の建設・運営や高品質の送電網管理など当社が蓄積しているさまざまな知見を活用して、新興国における発電事業やコンサルティング事業をすすめることにより、国際的な燃料需給の緩和への貢献と調達面でのリスクの低減をはかるとともに、収益機会の拡大をめざしてまいります。

d. 意識改革

当社が直面するさまざまな課題の解決には、「ゼロからの挑戦」の覚悟をもって社会のみなさまの信頼を回復し、関係者の方々との協力・連携によって新たな事業展開をすすめていく必要があります。そのためには、責任を全うする、開かれた東京電力となる、お客さま・社会とともにエネルギーサービスを変革するという「新しい東電」の方向性を全社員が共有し、意識改革を実践していくことが何より重要であります。

こうした改革に向け、ガバナンス改革として、本年6月の定時株主総会でのご承認をもって委員会設置会社へ移行し、経営の客観性・透明性を高めてまいります。また、組織改革として、各部門のミッションと収益・コスト構造の明確化、透明性の向上をはかるため、燃料・火力部門、送配電部門及び小売部門についてカンパニー制を導入してまいります。さらに、人事制度改革として、実力主義を徹底する新人事処遇制度を導入し、社員の切磋琢磨や創意工夫を促すとともに、部門間の人事異動を積極的に実施し、その連携の強化等をはかってまいります。

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額
	億円
電気事業	6,714
その他の	816
情報通信事業	297
エネルギー・環境事業	197
住環境・生活関連事業	200
海外事業	121
内部取引消去	△ 30
合計	7,500

②完成した主な設備

発電設備

名称	出力(万kW)
(火力) 千葉火力発電所3号系列	66.8

(注) 千葉火力発電所3号系列については、出力150万kWのうち当年度中の完成分を記載いたしております。

③建設中の主な設備 (平成24年3月31日現在)

a. 発電設備

名称	出力(万kW)
(水力)	
葛野川発電所	80
神流川発電所	235
(火力)	
常陸那珂火力発電所2号機	100
広野火力発電所6号機	60
川崎火力発電所2号系列	50
千葉火力発電所3号系列	83.2
鹿島火力発電所7号系列	124.8

b. 送電設備

名 称	電圧(kV)	亘長(km)
西上武幹線(架空線, 新設)	500	59.3
川崎豊洲線(地中線, 新設)	275	22.2
千葉葛南線(地中線, 新設)	275	30.7

c. 変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(万kVA)
新茂木変電所(増設)	500	150

④廃止した主な設備

変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(万kVA)
新福島変電所(1号変圧器)	500	100

(注) 福島第一原子力発電所1号機から4号機については, 平成24年4月19日に廃止いたしております。

(4) 資金調達の様況

①社 債

償還による支出 5,489 億円

②借入金

借入による収入 1兆1,153 億円

返済による支出 1兆1,709 億円

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (当年度)
売上高(億円)	58,875	50,162	53,685	53,494
経常利益(億円)	△ 346	2,043	3,176	△ 4,004
当期純利益(億円)	△ 845	1,337	△ 12,473	△ 7,816
1株当たり当期純利益(円)	△ 62.65	99.18	△ 846.64	△ 487.76
総資産(億円)	135,593	132,039	147,903	155,364

(6) 重要な子会社の状況（平成24年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東電不動産株式会社	億円 30.2	100 %	不動産の賃貸借, 管理
東京発電株式会社	25	100	電気の卸供給
東京都市サービス株式会社	4.0	100	熱供給事業
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理, ソフトウェアの開発及び保守
東電工業株式会社	3	100	発電設備等の補修工事
東電環境エンジニアリング株式会社	3	100	環境保全設備等の運転, 保守
株式会社東電ホームサービス	2	100	電気利用に関するコンサルティング, 配電設備の設計, 保守
東電リース株式会社	1	100	車両等のリース
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電, 変電設備等の保守
東電フュエル株式会社	0.4	100	石油製品の販売
東電設計株式会社	0.4	100	発電, 送電, 変電設備等の設計, 工事監理

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東電広告株式会社	億円 0.2	100%	当社所有の電柱等を媒体とする広告の請負
株式会社アット東京	133.7	81.2	コンピュータ、電気通信設備等の設置場所賃貸及び保守、管理、運営
Tokyo Electric Power Company International B.V.	百万ユーロ 240	100	海外事業への投資
Cygnus LNG Shipping Limited	億円 40.0	70	LNG船の保有、用船
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	百万米ドル 39.0	66.7	ガス田開発事業会社への投資

(7) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- ① 株式会社テプコユ及び株式会社テプスターは、平成23年7月1日をもって、吸収分割により両社の燃料関連事業を南明興産株式会社へ承継させるとともに、株式会社テプコユを存続会社として合併いたしました。なお、同日、南明興産株式会社は東電フュエル株式会社へ、株式会社テプコユは東電リース株式会社へ商号を変更いたしました。
- ② 当社は、平成24年1月27日をもって、当社の保有する株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式の一部を豊田通商株式会社へ譲渡いたしました。この結果、当社の出資比率は40%となりました。

(8) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

事業区分	事業内容
電気事業	電気の供給
その他	
情報通信事業	情報処理サービス
エネルギー・環境事業	設備の建設・保守，リース，エネルギー資源の開発・採掘・加工・売買・輸送，ガス供給，熱供給
住環境・生活関連事業	不動産の売買・賃貸借・管理，広告
海外事業	コンサルティング，海外事業への投資

(9) 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

a. 本店（東京都千代田区）

b. 支店

栃木支店（栃木県宇都宮市），群馬支店（群馬県前橋市），茨城支店（茨城県水戸市），埼玉支店（埼玉県さいたま市），千葉支店（千葉県千葉市），東京支店（東京都新宿区），多摩支店（東京都八王子市），神奈川支店（神奈川県横浜市），山梨支店（山梨県甲府市），沼津支店（静岡県沼津市）

c. 主な発電所

水力（出力10万kW以上）

鬼怒川，今市，塩原（以上栃木県），矢木沢，玉原，神流川（以上群馬県），葛野川（山梨県），秋元（福島県），安曇，水殿，新高瀬川（以上長野県），中津川第一，信濃川（以上新潟県）

火力（出力100万kW以上）

鹿島，常陸那珂（以上茨城県），五井，姉崎，袖ヶ浦，富津，千葉（以上千葉県），大井，品川（以上東京都），横須賀，横浜，南横浜，東扇島，川崎（以上神奈川県），広野（福島県）

原子力

福島第一，福島第二（以上福島県），柏崎刈羽（新潟県）

②重要な子会社の主要な事業所（本店）

東電不動産株式会社（東京都中央区）、東京発電株式会社（東京都港区）、東京都市サービス株式会社（東京都港区）、株式会社テプコシステムズ（東京都江東区）、東電工業株式会社（東京都港区）、東電環境エンジニアリング株式会社（東京都港区）、株式会社東電ホームサービス（東京都港区）、東電リース株式会社（東京都港区）、東京電設サービス株式会社（東京都港区）、東電フュエル株式会社（東京都港区）、東電設計株式会社（東京都台東区）、東電広告株式会社（東京都渋谷区）、株式会社アット東京（東京都港区）、Tokyo Electric Power Company International B.V.（オランダ）、Cygnus LNG Shipping Limited（バハマ）、Tokyo Timor Sea Resources Inc.（アメリカ）

(10) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

事業区分	使用人数（前年度末比増減）
電気事業	37,433名（+ 786名）
その他	14,613名（- 1,710名）
情報通信事業	3,695名（- 302名）
エネルギー・環境事業	7,720名（- 569名）
住環境・生活関連事業	3,198名（- 679名）
海外事業	0名（- 160名）
合計	52,046名（- 924名）

(11) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社三井住友銀行	9,427
株式会社みずほコーポレート銀行	6,795
株式会社日本政策投資銀行	4,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,292
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,237
中央三井信託銀行株式会社	1,863

2. 株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18億株
- (2) 発行済株式の総数 16億701万7,531株
- (3) 株主数 89万8,831名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
東 京 都	42,676	2.66
東 京 電 力 従 業 員 持 株 会 社	38,398	2.39
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35,927	2.24
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	35,600	2.22
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	35,200	2.19
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	29,802	1.86
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	27,770	1.73
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	23,791	1.48
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT – TREATY CLIENTS	17,935	1.12
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ウ ェ ス ト ク ラ イ ア ン ト ト リ ー テ ィ ー	12,458	0.78

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式 2,949,443 株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
かつ 勝 恒 久 また 俣 恒 久 つね ひさ	取締役会長
にし 西 澤 俊 夫 さわ とし お	取締役社長
つづみ 鼓 紀 男 のり お	取締役副社長 業務全般 福島原子力被災者支援対策本部長兼原子力・立地本部副本部長 総務部担当 株式会社日本フットボールヴィレッジ取締役副社長
ふじ 藤 本 孝 もと たかし	取締役副社長 業務全般 電力流通本部長 建設部担当
やま 山 崎 雅 男 さき まさ お	取締役副社長 業務全般 労務人事部，総合研修センター，品質・安全監査部担当 株式会社高岳製作所社外取締役
たけ 武 井 優 い まさる	取締役副社長 業務全般 経理部，原子力品質監査部担当
あい 相 澤 善 吾 さわ ぜん ご	取締役副社長 業務全般 原子力・立地本部長
やま 山 口 博 くち ひろし	常務取締役 電力流通本部副本部長 技術部担当
ない 内 藤 義 博 とう よし ひろ	常務取締役 企画部，グループ事業部，資材部担当
あら 荒 井 隆 男 い たか お	常務取締役 国際部，燃料部，ガス・カンパニー担当
たか 高 津 浩 明 つ ひろ あき	常務取締役 お客さま本部長 東光電気株式会社社外取締役
ひろ 廣 瀬 直 己 せ なお み	常務取締役 福島原子力被災者支援対策本部副本部長 広報部，用地部担当
こ 小 森 明 生 もり あき お	常務取締役 原子力・立地本部副本部長兼福島第一安定化センター所長
みや 宮 本 史 昭 もと ふみ あき	常務取締役 システム企画部，電子通信部担当
さ 佐 野 敏 弘 のし ひろ	常務取締役 技術開発本部長 環境部，火力部担当
き 木 村 滋 むら しげる	取 締 役 鹿島共同火力株式会社取締役会長 電気事業連合会副会長

氏 名	地位, 担当及び重要な兼職の状況
ふじ 藤 原 万喜夫 から 唐 崎 隆 史 まつ 松 本 芳 彦	常任監査役 (常勤) 株式会社関電工社外監査役 常任監査役 (常勤) 常任監査役 (常勤)
はやし 林 貞 行	監査役
たか 高 津 幸 一	監査役 弁護士
こみやま 小宮山 宏	監査役 株式会社三菱総合研究所理事長 信越化学工業株式会社社外取締役, JXホールディングス株式会社社外 取締役
おお や 大 矢 和 子	監査役 株式会社資生堂顧問 株式会社エムティーアイ社外監査役

- (注) 1. 会長, 社長及び副社長は, いずれも代表取締役であります。
2. 監査役 林貞行, 同 高津幸一, 同 小宮山宏及び同 大矢和子は, 会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常任監査役 松本芳彦は, 当社経理部門における長年の業務経験があり, 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 青山侑は, 平成24年2月14日, 辞任により取締役を退任いたしました。

(2) 報酬等の総額

	支給人数	当年度に係る報酬等の額
取締役	21名	179百万円
監査役	9	78

- (注) 1. 株主総会決議による報酬等の限度額は次のとおりであります。(平成19年6月定時株主総会決議)
- 取締役 年額 1,200百万円以内
- 監査役 年額 240百万円以内

2. 報酬等の減額

- (1) 当年度の取締役の報酬等につきましては、以下のとおり、年度を通じて役位に応じた減額を実施しております。

代表取締役	4月支給分 : 50%減額 5月支給分以降 : 100%減額
常務取締役	4月支給分 : 50%減額 5月支給分以降 : 60%減額
社外取締役	4月、5月支給分 : 25%減額 6月支給分以降 : 50%減額

- (2) 監査役の報酬等につきましても、監査役の協議により、取締役に準じた減額を実施しております。
3. 上記のうち、社外役員6名に対する報酬等の額は47百万円であります。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
青山 侑	取締役会には25回中20回出席し、必要に応じて、主に地方行政に携わった経験と見識等を活かして発言を行っております。
林 貞行	取締役会には28回中27回出席し、また、監査役会には17回中17回出席し、必要に応じて、主に外交官としての国際経験と見識等を活かして発言を行っております。
高津 幸一	取締役会には28回中28回出席し、また、監査役会には17回中17回出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
小宮山 宏	取締役会には28回中20回出席し、また、監査役会には17回中16回出席し、必要に応じて、主に工学分野の専門家としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
大矢 和子	取締役会には28回中27回出席し、また、監査役会には17回中17回出席し、必要に応じて、主に他企業における監査役としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 143 百万円

②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 263 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社は、会計監査人に対して、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」の調査に際してのアドバイザー業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Electric Power Company International B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案する方針としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率のかつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委

員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理担当取締役が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら

実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

(6) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- ② 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ③ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 当該組織に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
- ③ 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- ④ 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	13,250,222	固 定 負 債	12,391,463
電気事業固定資産	7,375,572	社 債	3,677,464
水力発電設備	645,543	長期借入金	3,276,110
汽力発電設備	850,157	退職給付引当金	432,562
原子力発電設備	726,295	使用済燃料再処理等引当金	1,162,777
送電設備	2,009,555	使用済燃料再処理等準備引当金	58,461
変電設備	787,380	災害損失引当金	787,507
配電設備	2,124,511	原子力損害賠償引当金	2,063,398
業務設備	142,697	資産除去債務	803,299
その他の電気事業固定資産	89,431	そ の 他	129,881
その他の固定資産	416,642	流 動 負 債	2,318,963
固定資産仮勘定	943,572	1年以内に期限到来の固定負債	932,510
建設仮勘定及び除却仮勘定	943,572	短期借入金	441,765
核 燃 料	845,397	支払手形及び買掛金	317,479
装荷核燃料	131,555	未払税金	65,140
加工中等核燃料	713,841	そ の 他	562,067
投資その他の資産	3,669,037	引 当 金	13,552
長期投資	160,792	渇水準備引当金	9,865
使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	原子力発電工事償却準備引当金	3,687
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	負 債 合 計	14,723,979
そ の 他	620,326	株 主 資 本	848,736
貸倒引当金(貸方)	△ 749	資 本 金	900,975
		資 本 剰 余 金	243,631
		利 益 剰 余 金	△ 287,497
		自 己 株 式	△ 8,372
		その他の包括利益累計額	△ 61,558
		その他有価証券評価差額金	1,288
		繰延ヘッジ損益	△ 16,794
		土地再評価差額金	△ 3,236
		為替換算調整勘定	△ 42,816
流 動 資 産	2,286,234	少 数 株 主 持 分	25,299
現金及び預金	1,287,418	純 資 産 合 計	812,476
受取手形及び売掛金	432,925		
たな卸資産	189,527		
そ の 他	379,598		
貸倒引当金(貸方)	△ 3,236		
合 計	15,536,456	合 計	15,536,456

連結損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	5,621,959	営業収益	5,349,445
電気事業営業費用	5,309,162	電気事業営業収益	4,995,626
その他事業営業費用	312,797	その他事業営業収益	353,819
営業損失	(272,513)		
営業外費用	180,043	営業外収益	52,151
支払利息	129,915	受取配当金	10,384
持分法による投資損失	6,476	受取利息	18,849
その他	43,651	その他	22,917
当期経常費用合計	5,802,002	当期経常収益合計	5,401,597
当期経常損失	400,405		
濁水準備金引当又は取崩し	980		
濁水準備金引当	980		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,402		
原子力発電工事償却準備金引当	1,402		
特別損失	2,867,864	特別利益	2,516,891
災害特別損失	297,802	原子力損害賠償支援機構資金交付金	2,426,271
原子力損害賠償費	2,524,930	固定資産売却益	41,609
有価証券売却損	40,421	有価証券売却益	28,841
関係会社株式売却損	4,710	関係会社株式売却益	20,169
税金等調整前当期純損失	753,761		
法人税等	22,839		
法人税等	19,080		
法人税等調整額	3,759		
少数株主損益調整前当期純損失	776,601		
少数株主利益	5,040		
当期純損失	781,641		

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	900,975	243,653	494,054	△ 8,376		1,630,307
当連結会計年度変動額						
当 期 純 損 失			△ 781,641		△	781,641
自己株式の取得				△ 22	△	22
自己株式の処分	△	22		26		3
土地再評価差額金取崩額			88			88
そ の 他				△ 0	△	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	－△	22	△ 781,552	3	△	781,571
当連結会計年度末残高	900,975	243,631	△ 287,497	△ 8,372		848,736

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△ 20,064	△ 11,127	△ 3,695	△ 37,306	△ 72,193	6	44,358	1,602,478
当連結会計年度変動額								
当 期 純 損 失								△ 781,641
自己株式の取得								△ 22
自己株式の処分								3
土地再評価差額金取崩額								88
そ の 他								△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	21,353	△ 5,667	459	△ 5,509	10,635	△ 6	△ 19,059	△ 8,430
当連結会計年度変動額合計	21,353	△ 5,667	459	△ 5,509	10,635	△ 6	△ 19,059	△ 790,001
当連結会計年度末残高	1,288	△ 16,794	△ 3,236	△ 42,816	△ 61,558	－	25,299	812,476

【継続企業の前提に関する注記】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という)の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」(平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定)が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)が成立した。

これを受け、当社は原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助(以下「資金交付」という)の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(平成24年3月16日)の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助(以下「株式の引受け」という)の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け(払込金額総額1兆円)の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金の水準では、自律的な資金調達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げを願ひせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していない。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 71社

主な連結子会社は、東電不動産株式会社、東京発電株式会社、東京都市サービス株式会社、株式会社テブコシステムズ、東電工業株式会社、東電環境エンジニアリング株式会社、株式会社東電ホームサービス、東電リース株式会社、東京電設サービス株式会社、東電フュエル株式会社、東電設計株式会社、東電広告株式会社、株式会社アット東京、Tokyo Electric Power Company International B.V.、Cygnus LNG Shipping Limited、Tokyo Timor Sea Resources Inc.である。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 15社

持分法適用関連会社は、相馬共同火力発電株式会社、鹿島共同火力株式会社、君津共同火力株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社関電工、東光電気株式会社、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、株式会社高岳製作所、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、株式会社東京エネシス、TeaM Energy Corporation、TEPDIA Generating B.V.、ITM Investment Company Limited、Great Energy Alliance Corporation Pty Limitedである。TEPDIA Generating B.V.については、株式を取得したことにより、当連結会計年度より新たに持分法適用関連会社を含めている。関東天然瓦斯開発株式会社については、株式を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。株式会社ユーラスエナジーホールディングスについては、株式を一部売却したことにより、当連結会計年度において連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(4)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3)重要な引当金の計上基準

イ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、主として発生した連結会計年度から3年間で定額法により計上している。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額の

うち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで毎期均等額 30,560 百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前連結会計年度末の未認識数理計算上の差異のうち 82 百万円を当連結会計年度の営業費用として計上しており、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（99,152 百万円）については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ハ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率 4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所 1～4 号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ニ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ 2 完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日）。以下「中長期ロードマップ」というが策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c 福島第一原子力発電所 5・6 号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所 5・6 号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会

計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

①	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	37,208 百万円
②	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	750,299 百万円
うち a	福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	512,343 百万円
b	福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,651 百万円
c	福島第一原子力発電所 5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	188,634 百万円
d	火力発電所の復旧等に要する費用または損失	17,774 百万円
e	その他	26,895 百万円
	合計	787,507 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるもの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ホ 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるもの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4)原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて

費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り
被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(5)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6)のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	4,495,134 百万円
うち内債	4,265,690 百万円
外債	159,444 百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	70,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	417,543 百万円

(2)「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

流動資産	
その他	120,000 百万円

(3)一部の連結子会社が金融機関等からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

固定資産	
その他の固定資産	24,551 百万円
流動資産	
現金及び預金	11,106 百万円
たな卸資産	405 百万円
合計	36,063 百万円

上記のうち、その他の固定資産4,685百万円は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債	
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	21,351 百万円
合計	21,351 百万円

上記のうち、長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）379百万円は、工場財団抵当に係るものである。

(4)一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

固定資産	
投資その他の資産	
長期投資	56,894 百万円
合計	56,894 百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,998,576 百万円
 3. 保証債務等

(1)保証債務

イ	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	239,489 百万円
	原燃輸送株式会社	58 百万円
	Tas Forest Holdings Pty Limited	195 百万円
	TeaM Energy Corporation	5,739 百万円
	P.T.Paiton Energy	992 百万円
	SKZ-U LLP	741 百万円
ロ	日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	9,597 百万円
ハ	ITM O&M Company LimitedのArabian Power Company Private Joint Stock Companyとの運転保守契約の履行に対する保証債務	492 百万円
ニ	Mekong Energy Company Ltd.のElectricity of Vietnamとの売電契約の履行及び同社の金融機関からの借入金に対する保証債務	279 百万円
ホ	TeaM Sual CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	1,231 百万円
ヘ	KEPCO Ilijan CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	887 百万円
ト	P.T.Paiton EnergyのP.T.PLN (Persero)との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	155 百万円
チ	株式会社駒込 SPCの金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50 百万円
リ	TM Energy (Australia) Pty LtdのTN Power Pty Ltd及びTarong Energy Corporation Limitedとの事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,760 百万円
ヌ	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,202 百万円
ル	PT IPM Operations and Maintenance IndonesiaのP.T. Paiton Energyとの運転保守契約の履行に対する保証債務	549 百万円
ヲ	P.T.Paiton Energyの三菱重工株式会社、三井物産株式会社及び東亜建設工業株式会社とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,415 百万円
ワ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	236,834 百万円
	合計	515,673 百万円

(2)偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務
 次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務
 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損

害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況がなく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

4. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「漏水準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,607,017,531 株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年5月20日 法律第48号)に基づき拠出した金銭である。

未収原子力損害賠償支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額1,762,671百万円)は、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第41条第1項第1号に規定する資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償支援機構から、

その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 投資有価証券(※2)			
その他有価証券	6,936	6,936	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,125,997	—
(3) 現金及び預金	1,287,418	1,287,418	—
(4) 受取手形及び売掛金	432,925	432,925	—
(5) 社債(※3)	(4,425,574)	(3,808,854)	616,720
(6) 長期借入金(※3)	(3,453,188)	(3,268,631)	184,557
(7) 短期借入金	(441,765)	(441,765)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(317,479)	(317,479)	—
(9) デリバティブ取引(※4)	(328)	(328)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年5月20日 法律第48号)に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4)受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5)社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（下記「(9)デリバティブ取引」参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（下記「(9)デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7)短期借入金、並びに(8)支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため（上記「(5)社債」参照）、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため（上記「(6)長期借入金」参照）、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 31,809 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含めていない。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 491円22銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | 487円76銭 |

【その他の注記】

1. 連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1)災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2)災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の取束及び廃止措置等に向けた費用または損失	287,111 百万円
ロ その他	10,691 百万円
合計	297,802 百万円

3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見通し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の取支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

4. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

貸借対照表 (平成24年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	13,019,916	固 定 負 債	12,275,779
電 気 事 業 固 定 資 産	7,440,562	社 債	3,677,244
水 力 発 電 設 備	647,632	長 期 借 入 金	3,216,377
汽 力 発 電 設 備	851,854	長 期 未 払 債 務	18,799
原 子 力 発 電 設 備	729,796	リ ー ス 債 務	747
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	68,839	関 係 会 社 長 期 債 務	28,894
送 電 設 備	2,019,467	退 職 給 付 引 当 金	393,846
変 電 設 備	792,230	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	1,162,777
配 電 設 備	2,167,114	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	58,461
業 務 設 備	143,012	災 害 損 失 引 当 金	786,293
貸 付 設 備	6,415	原 子 力 損 害 賠 償 引 当 金	2,063,398
附 帯 事 業 固 定 資 産	49,208	資 産 除 去 債 務	799,958
外 固 定 資 産	6,965	雑 固 定 負 債	68,980
固 業 定 資 産 仮 勘 定	882,115	流 動 負 債	2,332,451
建 設 仮 勘 定	878,563	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	919,919
除 却 仮 勘 定	3,552	短 期 借 入 金	440,250
核 燃 料	845,754	買 掛 金	304,076
装 荷 核 燃 料	131,696	未 払 費 用	158,534
加 工 中 等 核 燃 料	714,058	未 払 税 金	233,966
投 資 そ の 他 の 資 産	3,795,309	預 り 金	56,268
長 期 投 資	126,246	預 り 金	5,063
関 係 会 社 長 期 投 資	683,400	関 係 会 社 短 期 債 務	186,570
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	1,125,997	諸 前 受 金	14,725
未 収 原 子 力 損 害 賠 償 支 援 機 構 資 金 交 付 金	1,762,671	雑 流 動 負 債	13,077
長 期 前 払 費 用	97,584	引 当 金	13,552
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 590	渴 水 準 備 引 当 金	9,865
		原 子 力 発 電 工 事 償 却 準 備 引 当 金	3,687
		負 債 合 計	14,621,783
		株 主 資 本	527,799
		資 本 金	900,975
		資 本 剰 余 金	243,631
		資 本 準 備 金	243,555
		そ の 他 資 本 剰 余 金	75
		利 益 剰 余 金	△ 609,237
流 動 資 産	2,129,346	利 益 準 備 金	169,108
現 金 及 び 預 金	1,202,251	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 778,346
売 掛 金	407,839	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	435
諸 未 収 入 金	55,570	特 定 災 害 防 止 準 備 金	94
貯 蔵 品	169,248	別 途 積 立 金	1,076,000
前 払 金	3,582	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,854,877
前 払 費 用	4,578	自 己 株 式	△ 7,569
関 係 会 社 短 期 債 権	15,567	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 319
雑 流 動 資 産	273,893	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 319
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 3,183	純 資 産 合 計	527,479
合 計	15,149,263	合 計	15,149,263

損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	5,426,954	営業収益	5,107,778
電気事業営業費用	5,319,364	電気事業営業収益	4,995,626
水力発電費	78,721	電灯料	2,133,427
汽力発電費	2,509,474	電力料	2,620,636
原子力発電費	428,745	地帯間販売電力料	107,207
原燃力発電費	75,871	他社販売電力料	32,838
新エネルギー等発電費	867	託送収益	46,012
地帯間購入電力料	176,805	事業者間精算収益	464
他社購入電力料	604,089	電気事業雑収益	52,059
送電電費	333,083	貸付設備収益	2,980
変電電費	142,533		
配電電費	425,286		
販売売電費	149,563		
貸付設備費	2,862		
一般管理費	232,001		
電源開発促進税	104,933		
事業税	54,697		
電力費振替勘定(貸方)	△ 173		
附帯事業営業費用	107,590	附帯事業営業収益	112,152
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,849	エネルギー設備サービス事業営業収益	2,452
不動産賃貸事業営業費用	4,344	不動産賃貸事業営業収益	7,887
ガス供給事業営業費用	97,580	ガス供給事業営業収益	97,003
その他附帯事業営業費用	3,815	その他附帯事業営業収益	4,808
営業損失	(319,176)		
営業外費用	165,755	営業外収益	76,572
財務費用	127,232	財務収益	62,030
支払利息	127,232	受取配当金	44,289
株式交付費	0	受取利息	17,740
事業外費用	38,523	事業外収益	14,542
固定資産売却損失	1,447	雑収益	14,542
雑損失	37,076		
当期経常費用合計	5,592,710	当期経常収益合計	5,184,351
当期経常損失	408,359		
渴水準備金引当又は取崩し	980		
渴水準備金引当	980		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,402		
原子力発電工事償却準備金引当	1,402		
特別損失	2,865,142	特別利益	2,517,462
災害特別損失	297,499	原子力損害賠償支援機構資金交付金	2,426,271
原子力損害賠償費	2,524,930	固定資産売却益	41,176
有価証券売却損	42,712	有価証券売却益	50,014
税引前当期純損失	758,423		
法人税等	0		
法人税等	0		
当期純損失	758,423		

株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				海外投資等 損失準備金	特定災害 防止準備金	
当事業年度期首残高	900,975	243,555	97	169,108	440	65
当事業年度変動額						
海外投資等損失 準備金の積立					31	
海外投資等損失 準備金の取崩し				△	36	
特定災害防止準備金の積立						32
特定災害防止準備金の取崩し						△ 2
当期純損失						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△ 22			
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	—	— △	22	— △	4	29
当事業年度末残高	900,975	243,555	75	169,108	435	94

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金						
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当事業年度期首残高	1,076,000	△ 1,096,428	△ 7,573	1,286,240	△ 21,418	1,264,822	
当事業年度変動額							
海外投資等損失 準備金の積立		△ 31		—		—	
海外投資等損失 準備金の取崩し		36		—		—	
特定災害防止準備金の積立		△ 32		—		—	
特定災害防止準備金の取崩し		2		—		—	
当期純損失		△ 758,423		△ 758,423		△ 758,423	
自己株式の取得			△ 22	△ 22		△ 22	
自己株式の処分			26	3		3	
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)					21,099	21,099	
当事業年度変動額合計	— △	758,448	4 △	758,441	21,099 △	737,342	
当事業年度末残高	1,076,000	△ 1,854,877	△ 7,569	527,799	△ 319	527,479	

個別注記表（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

【継続企業の前提に関する注記】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、当社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直し等を見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金の水準では、自律的な資金調達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げをお願いせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受け条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、4. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生した事業年度から3年間で定額法により計上している。

(2) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前事業年度末の未認識数理計算上の差異のうち82百万円を当事業年度の営業費用として計上しており、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（99,152百万円）については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(3) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(4) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

- ① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定さ

(5)原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度に区分掲記していた為替差損益(「為替差益」2,220百万円)は、当事業年度においては金額的重要性が低いため、「雑収益」に「為替差益」539百万円を含めて記載している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1)総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	4,495,144百万円
うち内債	4,265,700百万円
外債	159,444百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	70,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	417,543百万円

- (2)「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償

措置として供託している。	
雑流動資産	120,000 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	21,621,731 百万円
3. 保証債務等	
(1)保証債務	
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	239,489 百万円
日立熱エネルギー株式会社	5 百万円
当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は3百万円である。	
原燃輸送株式会社	58 百万円
東電不動産株式会社	35 百万円
森ヶ崎エナジーサービス株式会社	114 百万円
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	2,644 百万円
TEPCO Darwin LNG Pty Ltd	3,876 百万円
伊勢原エネルギーサービス株式会社	315 百万円
Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.	5,165 百万円
リサイクル燃料貯蔵株式会社	8,197 百万円
TeaM Energy Corporation	5,739 百万円
P.T.Paiton Energy	992 百万円
SKZ-U LLP	741 百万円
ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	9,597 百万円
ハ ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	492 百万円
ニ TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,231 百万円
ホ KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	887 百万円
へ P.T.Paiton Energy の P.T.PLN (Persero) との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	155 百万円
ト 株式会社駒込 SPC の金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50 百万円
チ TM Energy (Australia) Pty Ltd の TN Power Pty Ltd 及び Tarong Energy Corporation Limited との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,760 百万円
リ Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V. の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,202 百万円
ヌ PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	549 百万円
ル P.T.Paiton Energy の三菱重工業株式会社、三井物産株式会社及び東亜建設工業株式会社とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,415 百万円
ヲ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	232,720 百万円
合計	531,439 百万円

うち、5百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は3百万円である。

(2)偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	126,797百万円	短期金銭債権	8,711百万円
長期金銭債務	28,893百万円	短期金銭債務	233,433百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

エネルギー設備サービス事業	専用固定資産	5,062 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	11 百万円
	合計額	5,073 百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	39,943 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	2,441 百万円
	合計額	42,384 百万円
ガス供給事業	専用固定資産	3,637 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	7,493 百万円
	合計額	11,130 百万円

6. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「濁水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	660,164 百万円	収益	19,307 百万円
営業取引以外の取引による取引高		2,139 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数 2,949,443 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、原子力損害賠償引当金、災害損失引当金、資産除去債務であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、未収原子力損害賠償支援機構資金交付金である。

なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、原子力発電設備や業務設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	日本原燃株式会社	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託(役員の兼任等) 兼任 1 人、転籍 5 人	債務保証(注)	249,086	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃株式会社に対する保証債務は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1 株当たりの純資産額	328 円 84 銭
2. 1 株当たりの当期純損失	472 円 81 銭

【その他の注記】

1. 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	287,111 百万円
ロ その他	10,388 百万円
合計	297,499 百万円

2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見直し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別

な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

3. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力株式会社との平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム（関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、会社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、会社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、会社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組み進む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自立的な資金調達の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、会社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、会社は平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

会社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ニ 災害損失引当金の追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子力発電所の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子力発電所の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (4) 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋秀法[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡村俊克[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、会社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、会社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の

変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、会社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、会社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、会社は平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

会社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることとを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

2. 「貸借対照表に関する注記 3.保証債務等 (2)偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）」に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
 3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3.引当金の計上基準 (4)災害損失引当金の追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の取束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては原子力炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子力炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるもの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
 4. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるもの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故後の最大の経営課題である事故の収束・安定化、被害者の方々への賠償、電力の安定供給の確保、経営の合理化への取り組みや災害に伴うリスクへの対応を監査の最重要項目と位置つけた上、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、原子力損害賠償支援機構法に基づく特別事業計画及び原子力損害賠償支援機構による株式の引受けに係る事項については、法的妥当性、株主利益の保護、将来の当社のあり方等の観点から監査することを目的に、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各

号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月21日

東京電力株式会社

監査役会

常任監査役(常勤)	藤原 万喜夫 ㊟
常任監査役(常勤)	唐崎 隆 史 ㊟
常任監査役(常勤)	松本 芳彦 ㊟
監査役	林 貞行 ㊟
監査役	高津 幸一 ㊟
監査役	小宮山 宏 ㊟
監査役	大矢 和子 ㊟

(注) 監査役 林貞行、同 高津幸一、同 小宮山宏及び同 大矢和子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度

4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会

6月

公告方法

電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/>

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 同社は、特別口座の口座管理機関を兼ねております。

[連絡先] 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

東京電力株式会社

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

電話 (03)6373-1111(代表)

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>